

政務活動費分科会資料

1 初級編…<政務活動費の伝票を、見たことがありますか？>

政務活動費の領収書をネット公開する議会は、都道府県で 21/47、政令市で 13/20、中核市で 45/62 にまで増えました。

これらの自治体では、自宅のパソコンで領収書をダウンロードできます。
<まず見なければ、はじまらない>。あなたは見ていますか？

i まずダウンロード

まず、「とりあえず HP からダウンロード」しなければいけません。そうしないと何もはじまりません。

ii チェック（分析）作業（後述）

iii 行動

住民監査請求→住民訴訟がベストですが、無理なら、

ア 監査請求だけでも出す

イ 議会に意見書を出す

のどちらかはやりたい。そうしないと、①議員さんが「監視されている」意識を持ってくれず、②メディアのネタにならないので世間に知れません。

2 中級編…<ネット公開を利用したチェック>

領収書を見た後は、それを「チェック」（分析）しなければなりません。これがけっこう大変なのですが・・・別紙をご覧ください。

3 上級編…<いまホットな、この論点>

ア 広報費

県（市）政報告紙の作成・配布費用、県（市）政報告会の開催費用などは、<腹がたつのに、勝ちにくい>支出の典型です。

しかし、広報費用の按分支出を命じる判決が、最近ちらほら出ています。

仙台地裁 R3.7.7（仙台市議会）

神戸地裁 R3.4.22（兵庫県議会）

などです。

どんなあこぎな手を使ったのだろう？ぜひ教えてほしい。

イ 自動車リース料

<経済的実質は自動車ローンと同じなのに、なぜか勝てない>支出です。

（過去に名古屋で勝訴例がありますが、マニュアルの不備をついた勝訴で、正面からの勝訴例は皆無でした。）

しかし、広島高裁岡山支部が、①R2.9.10（岡山市議会 H27、全額違法）

②R3.8.28（岡山市議会 H28、1/4 按分）で違法判断を出しました（ただし①は裁判所の錯覚込み）。流れが変わるかどうか？

ウ 飲み会参加代金

楽勝だろうが、とナメてはいけません。たしかに普通は勝ちますが（高松地裁 R3.4.30 香川県議会は完勝でした）、ときどき負ける事件があり（東京地裁 H28.3.11（千代田区議会、「5000 円まで適法」）など、被告側は大喜びで引用してくるので、他所の裁判で余分な労力がかかって困るのです。

<確実に勝つ>にはどうすれば？

エ 議会マニュアル

議会お手盛りのマニュアルは、ほんらい「法源」にならない、つまり裁判所が「適法」と判断する根拠にはならないはずなのですが、「マニュアルで出せることになっているから適法だ」と言わんばかりの判決が、最近めだちます。なんとかする方法はないだろうか？

オ 政党へ還流／会派でマネーロンダリング

<政党に払う委託料>は、北海道・札幌市議会事件（R3.4.15 札幌高裁など）で「50%按分」判断が出ましたが、<会派会費から政党支部に「負担金」を払う>（岡山地裁 R3.6.30 岡山県議会）や、<会派会費で飲み会代を払っている>（高松地裁 R3.4.30 香川県議会）はまだ成功例がありません。良いお考えはありませんか？

領収書チェックの目のつけどころ

1 収支報告書から入る

領収書のチェックに直行するより前に、議員の収支報告書をチェックして、おおまかな状況をつかんでおくほうが良い。(支出費目を横軸、議員を縦軸にして一覧表にするのがベスト。)

おかしな支出をしている場合、支出パターンに必ず特徴が出るからで、それを知ったうえで領収書チェックに進む方が効率が良いのです。

2 違法支出の探し方のヒント

かつての野々村号泣議員は、<県内遠距離に行きつめている>ことになっていたので、旅費交通費が突出していました。

同じように、違法支出の多い議員の場合、<他の議員とは違う支出パターン>があるはずなので、それをまず重点的にチェックすべきです。

3 狙うべき支出・・・裁判を考える場合

政務活動費の支出費目順に、①勝ちやすくて (A=非常に勝ちやすいもの、B=かなり勝ちやすいもの)、②金額が多い、ものを挙げます。

また、このうちメディアの食いつきの良いものに★印をつけました。

領収書チェックの前に収支報告書の分析がすんでいれば、『他の議員と明らかに支出パターンが違う議員』がだれか、どの費目が目立つのか、がすでに分かっているはずで、それを元に、重点的に注意して見ていくのが効率が良いのです。

i 調査研究費

A★ 飲食を伴う会合の参加費用 (ii、iv、viiに分類されていることもある)。多い議員は異常に「参加費」の支出回数が多いので目立ちます。飲食店の領収書も入ってきます。

A★ いわゆる「花代」(会合に持参する金一封。手土産含む。同上) 宴会代と同様、多い議員は異常に多い。

A★ 代行代、飲酒の夜の宿泊費。同上。なお、宴会参加の多い議員はTX代、駐車料、県庁所在地宿泊料の支出も多くなります。

A 按分しない自動車燃料代

他の議員に比べて異常に燃料代支出の多い議員も要注意です。家族のガソリン代を混入させることがあるからです。

B★ 議員の関連会社への燃料代分担金の支出

会社の名前からわかることが多いし、この種の支出先になって

いる会社は「関連会社」にきまっています。

- ii 広聴広報費
 - A 按分していないHP費用
広報広聴費は勝ちにくいのですが、HP 関連費用だけはなぜか別で、50%」按分はまず取れます。
- iii 人件費
 - A 按分していない常勤人件費
 - B★ 議員の関連会社への支出
ガソリン代負担金と同様。
- iv 事務所費
 - A 按分していない賃料、光熱水費
 - B★ 議員の関連会社への支出
関連会社への支出は、「賃料」が最も多い（それに加えて人件費、ガソリン代、等が支出されている、というのが多い）。関連会社かどうかは会社名でわかることが多いし、そうでなくてもたいていネット検索でわかります。
- v 事務費
 - A 按分していない事務機器・事務用品・消耗品代・通信費
 - B★ 議員の関連会社への支出

4 狙うべき支出・・・裁判までは考えない場合

裁判まではやらない、という場合は、「メディアにウケるかどうか」を基準に考えるべきです。「勝ちやすいもの」と「ウケるもの」とは違います。

(ただし、<いまはまだ裁判までは・・・>という場合にも、<勝てるかどうか>基準のチェックは、トレーニングとしてやるべきです。)

<勝ちやすくないが、ウケやすいもの>は次のとおり。

- ア 政党への還流、異常に高い会派会費、「政党別動隊」会費。
マネーロンダリングだろ？
- イ 自動車リース代金
経済的実質はローンと同じなのに、なぜ支出できる？
- ウ 実費によらない(37円/kmという途方もない燃費が多い)自動車燃料代。
ランドクルーザーじゃねんだぞ？
- エ 海外視察旅費。たいていは資料不足なので、不透明もいいところ。なお、たまに国内視察が異常に多い議員がいて、これもターゲットとして好適。